

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 12 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ナカジマ セツビ コウギョウ カブシキガイシャ 中島設備工業 株式会社
 住所 奈良県大和高田市吉井203-1
フリガナ代表者氏名 ダイホウトリシマヤク ナカジマ ジュンジ 代表取締役 中島 純治
 電話番号 0745-52-8618
 FAX番号 0745-52-6505
 メールアドレス nakajist@skyblue.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 12 日

届出者

氏名又は名称 中島設備工業株式会社
住 所 奈良県大和高田市吉井203-1
代表者氏名 代表取締役 中島 純治

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナカジマセツビコウギョウ 中島設備工業株式会社		
住 所	奈良県大和高田市吉井203-1		
フリガナ 代表者の氏名	ナカジマ ジュンジ 代表取締役 中島 純治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 中島 謙次	代表取締役 中島 純治	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 11 月 12 日

申請者

氏名又は名称 中島設備工業 株式会社
住 所 奈良県大和高田市吉井203-1
代表者氏名 代表取締役 中島 純治

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字吉井203番地1
中島設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-020031	
商号	中島設備工業株式会社	
本店	奈良県大和高田市大字吉井208番地	
	奈良県大和高田市大字吉井203番地1	令和3年9月16日移転
		令和3年9月27日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成27年6月12日	
目的	1 管工事業 2 土木工事業 3 水道設備工事業 4 建築工事業 5 石工事業 6 その他の建設工事業 7 前各号に付帯関連する事業	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役	中島謙次
	取締役	中島純治
	取締役	池田育代

奈良県大和高田市大字吉井203番地1
中島設備工業株式会社

	奈良県大和高田市大字吉井208番地 代表取締役 <u>中島謙次</u>	令和3年9月16日住所 移転
	奈良県大和高田市大字吉井203番地1 代表取締役 <u>中島謙次</u>	令和3年9月27日登記
		令和6年9月30日辞任
		令和6年9月30日登記
	奈良県橿原市一町973番地の35 代表取締役 <u>中島純治</u>	令和6年9月30日就任
		令和6年9月30日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成27年6月12日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年11月5日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

畑山尚江



款 定 証 認

会 社 保 存 原 本

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公 証 人 内 海 洋 治

電 話 ・ 大 和 高 田 (0745) 22-7166

中島設備工業株式会社定款

平成 27 年 5 月 25 日作成
平成 27 年 5 月 26 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

定 款

中島設備工業株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、中島設備工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 水道設備工事業
4. 建築工事業
5. 石工事業
6. その他の建設工事業
7. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市大字吉井208番地 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することが出来る。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。
法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をおこなう。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役 5名以内を置く。

(代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

(社長)

第20条 取締役が2名以上ある場合は、代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式数)

第27条 当社の設立に際して発行する株式の数は 100株とし、その発行価額は1株につき金 5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金の額)

第28条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500万円とする。

2 当社の設立時資本金の額は、金 500万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役)

第30条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 中島謙次

設立時取締役 中島純治

設立時取締役 池田育代

設立時代表取締役 中島謙次

(発起人の氏名及び住所)

第31条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当を受ける株式数及び株式と引換えに払込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県大和高田市大字吉井208番地

100株(500万円) 中島謙次

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

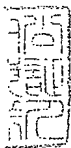
以上、中島設備工業株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次ぎに記名押印する。

平成27年 5月26日

奈良県大和高田市大字吉井208番地

発起人 中島謙次





- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)
- (16)
- (17)
- (18)
- (19)
- (20)

登簿平成27年第44号

この定款の発起人中島謙次の代理人長田詮は、本職の
 前で、発起人が自己の記名捺印を自認する旨を陳述
 した。 _____

よってこれを認証する。 _____

平成27年5月26日本職役場において _____

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人

内海洋治





臨時株主総会議事録

令和 3年 8月 16日 午前 10時 00分より、当社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

株主の総数	1名
発行済株式の総数	100株
議決権を行使することができる株主の数	1名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	100個
出席株主数	1名
出席株主の議決権の数	100個
出席取締役 中島 謙次 (議長兼議事録作成者)	
中島 純治	
池田 育代	

定刻、代表取締役社長 中島 謙次は、議長席につき、開会を宣し、上記のとおり定足数に足る株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。

第1号議案 本店移転の件

議長は、下記のとおり定款を変更して、令和 3年 9月 16日 に本店を移転したい旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致で承認可決した。

旧	新
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市大字吉井208番地に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市大字吉井203番地1に置く。

議長は、以上をもって議事を終了する旨を宣し、午前 11 時 00 分閉会した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長兼議事録作成者及び出席取締役がこれに記名押印する。

令和 3 年 8 月 16 日

中島設備工業株式会社 臨時株主総会 議事録

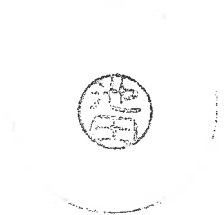
議長兼
議事録作成者 代表取締役 中 島 謙 次



取 締 役 中 島 純 治




取 締 役 池 田 育 代



臨時株主総会議事録

令和 6年 9月 30日 午前10時00分より、当社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

株主の総数	1名
発行済株式の総数	100株
議決権を行使することができる株主の数	1名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	100個
出席株主数	1名
出席株主の議決権の数	100個
出席取締役 中島 謙次（議長兼議事録作成者）	
中島 純治	
池田 育代	



定刻、代表取締役社長 中島 謙次は、議長席につき、開会を宣し、上記のとおり定足数に足る株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。

第1号議案 代表取締役選任の件

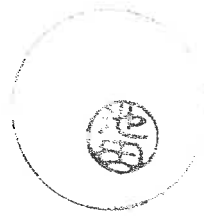
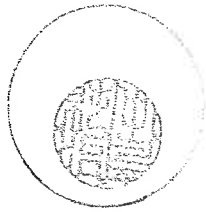
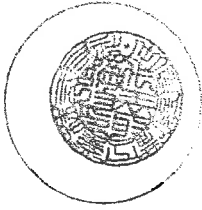
議長は、本臨時株主総会終結をもって当会社の代表取締役を辞任したいので、後任の代表取締役を選任したい旨を述べ、その選任方法を議場に諮ったところ、出席株主の中より議長の指名に一任したい旨の発言があり、その賛否を諮ったところ、株主全員がこれに賛成した。

議長は、次の者を指名し、その承認を求めたところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

奈良県橿原市一町973番地の35
代表取締役 中島 純治

なお、被選任者は席上就任を承諾した。

議長は、以上をもって議事を終了する旨を宣し、午前11時00分閉会した。



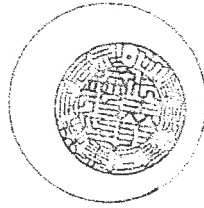
上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長兼議事録作成者及び出席取締役がこれに記名押印する。

令和 6 年 9 月 30 日

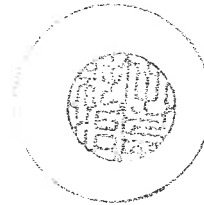
中島設備工業株式会社 臨時株主総会 議事録

議長兼

議事録作成者 代表取締役 中 島 謙 次



取 締 役 中 島 純 治



取 締 役 池 田 育 代



この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 6 年 11 月 12 日

奈良県大和高田市大字吉井203-1

中島設備工業株式会社

代表取締役 中 島 純 治

